

議案第 9 号

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

千葉県の高度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって障害の程度が 1 級のを新たに助成対象者に加えるほか、所要の規定の整備を行うため、君津市高度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年君津市条例第 5 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年君津市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級の障害のあるもの

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第3条第1項に1号を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号エに掲げる者に係る受給券の交付その他改正後の条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例第2条第1号エに掲げる者の医療費の助成は、この条例の施行の日以後に受けた医療等に係る医療費について適用する。

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級の障害のあるもの</u></p> <p>(2) ～(4) 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>(2) ～(4) 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>